

## 指定給水装置工事事業者の指定の更新申請について

### 提出していただくもの

#### 1. 申請書類一式

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 機械器具調書
- ③ 誓約書
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ⑤ 事業所の付近見取図
- ⑥ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書及び添付資料  
(別紙記入例を参考にしてください。)

※申請書類への社印の押印は不要です。

※事業所の名称や所在地、代表者及び役員の氏名等に変更がある場合は、別途、変更の届出が必要となりますので、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

#### 2. 添付書類

- 法人の場合 ⇒ 定款の写し、登記事項証明書（発行原本）  
個人の場合 ⇒ 住民票（発行原本）

#### 3. 給水装置工事主任技術者免状または技術者証等の写し

#### 4. (現在お持ちの) 指定給水装置工事事業者証の写し

### 郵送先及び問い合わせ先

〒841-8511  
佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
鳥栖市上下水道局 管理課 業務係  
電話：0942-85-3538 FAX：0942-81-3105

### 指定証の交付

指定証は、更新手続き完了後に事業者あて郵送にて送付します。

記入例

様式第1（第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

申請日を記入

令和 年 月 日

鳥栖市水道事業

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

住民票・登記事項証明書  
等の記載どおりに記入。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、  
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名

フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 鳥栖 太郎	代表取締役から監査役まで役員全員を記入。個人事業主の方は不要。 フリガナを忘れずに。
取締役 鳥栖 次郎	
監査役 鳥栖 三郎	
	定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。 「目的」欄に、給水装置に関する事業を行う者であるということが明確に確認できる項目であることが必要です。 例：「管工事業」「給排水設備工事業」等

事業の範囲

「機械器具調書」へ記入。

機械の名称、性能及び数

別表のとおり

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p>実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入。          (「申請者」と同じでも記入)</p> </div>
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>選任している(する)主任技術者の氏名を記入。          ※選任している主任技術者が以前と異なる場合は、          以前の主任技術者の解任届と、新たに選任する主任技術者の選任届が必要となります。</p> <p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号も忘れずに記入する。</p> </div>	



様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

様式第1の「申請者」欄と同じものを記入。

住 所  
申請者 氏名又は名称  
代表者氏名

鳥栖市水道事業

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

次のいずれにも該当しない者とは

- 水道法施行規則第20条の2に該当する精神の機能の障害により給水装置工事事業を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 破産開始手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 給水装置工事に關し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当するものがあるもの

様式第3 (第22条関係)

令和 年 月 日

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

鳥栖市水道事業

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

様式第1の「申請者」欄と同じものを記入。

住 所

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任  
の  
解任

届出をします。

※選任・解任のいずれかを○で囲む。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称

上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号

選任・解任の年月日

事業所の名称、主任技術者の氏名、交付番号、選任・解任の年月日を記入。

## 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

緊急連絡先

指定申請書と同じく記入する。  
緊急連絡先は携帯電話番号を記入。

### 1. 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間、休業日（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）	
営業日：	
休業日：	漏水時の修繕対応の可否や、夜間・休日等の対応についても記入。 例：8：00～17：00 まで（休日、17時以降は要相談）
修繕対応時間：	
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）	
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）	
配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ）	
その他（公表： 可 不可 ）	
「不可」を選択した場合は公表しません。	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥栖市上下水道局に届け出るようお願いいたします。

## 2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付。 自社内研修の場合は、証明する書類等は不要。 「不可」を選択した場合は公表しません。		
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 ・ 不可		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

給水装置工事に主に従事した者について記入。

3. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせ

工事を施工しない場合はチェック欄にし点

ずする者を従事させ、又はその者に当該工事

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度			
		保有している資格等※					
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入。 保有している資格を記入。 資格を有しなくても、経験を有していれば記入。 「不可」を選択した場合は公表しません。							
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)							
可 不可							

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
  - ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
  - ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
  - ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ・保有している資格については、資格を証明する書類の写しを添付してください。
  - ・技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。
  - ・配水管からの工事を施工しない場合は、上記のチェック欄にチェックしてください。
  - ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。